

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構
体験型観光コンテンツ造成支援・素材集作成業務
仕様書

1 業務名

体験型観光コンテンツ造成支援・素材集作成業務

2 目的

徳島県東部圏域には、四国八十八ヶ所巡礼の旧遍路道や番外霊場への道など、多くの古道が存在している。これらの古道を歩くと、各所に神社・仏閣が存在し、石仏や古い道標、お堂など、何百年もの間、人々が往来した歴史を感じつつ、巨石や岩肌が作り出す大小様々な滝、苔むす森、季節の花々や紅葉といった非日常的な自然を楽しむことができる。

また、各地の神社・仏閣では、風土や風習に根差した伝統行事や祭礼が行われている。

本事業では、これらの古道を「東徳島トレイル」のコースとして、また、神社・仏閣の伝統行事や祭礼を、旅行者が見学・参加できる新たな観光コンテンツとして磨き上げるとともに、国内外からの観光誘客を図るために必要なセールス用素材集の作成やガイド人材の育成を行い、商品化を図る。

3 委託料上限額

3, 200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む

4 委託期間

業務締結の日から令和3年3月22日（月）まで

5 業務の内容

(1) 「東徳島トレイル」等の素材集作成業務

「東徳島トレイル」のコースとして磨き上げを行う古道及び観光コンテンツとして造成する神社・仏閣の伝統行事や祭礼について、一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）が行う現地調査に同行して写真撮影等を行い、素材集を作成する。

① 素材集の目的

「東徳島トレイル」は、ハイキングや登山が好きで、可能な限り自然なままの山道を歩きたいと考える欧米豪のインバウンド観光客や日本人観光客をターゲットとし、これらのターゲットに対し、広域DMO、旅行代理店、ランドオペレーター、ツアーガイド等への情報提供やセールスに活用できる素材集を作成し誘客につなげる。

② 素材集の掲載内容

東徳島トレイル：7コース

神社・仏閣の伝統行事や祭礼：7コンテンツ

③ 現地調査回数

東徳島トレイル：10回程度

神社・仏閣の伝統行事や祭礼：7回程度

④ 留意事項

- ・素材集は日本語と英語の2種類を作成すること。説明文（日本語・英語）は機構が作成し、受託者は企画・写真撮影・デザイン・レイアウト・編集・校正・印刷・製本・納品・工程管理・PDFデータ作成等の作業を行うこと。
- ・英語の説明文（約15,000ワードを想定）はネイティブチェックを行うこと。
- ・素材集は50頁程度、各ルート及び各コンテンツの写真、説明文、地図情報、基本情報等を掲載し、サイズ及び紙質は提案によるものとする。
- ・現地調査の行程は事前に提示するが、天候等に左右されるため、適宜、機構と調整を行うこと。また、調査は原則日帰りで行うが、早朝や夜間になる場合がある。
- ・現地調査は、長時間の徒歩移動、急斜面、道幅の狭い場所、足場の悪い場所等の移動もあることから、人選や機材・装備について留意すること。

(2) ガイド育成ワークショップ及び関係者説明会の開催業務

造成したコンテンツを商品化するために必要なガイド育成のためのワークショップ及び商品化にあたり、関係する地域住民や旅行会社等に対して実施する説明会について、開催広報、会場手配、資料作成、講師への謝金支払い等の運營業務を行う。

① 開催回数

ワークショップ：5回（参加者20名程度/回）

地域向け説明会：2回（参加者25名程度/回）

② 留意事項

- ・ワークショップの講師については機構が人選を行う。
- ・ワークショップの謝金及び旅費は、1回あたり10万円を見込んでおくこと。
- ・会場については、コンテンツ近隣の公民館や神社・寺社等を予定している。
- ・新型コロナウイルスの状況により、オンラインでの開催となる場合がある。

(3) オンラインプラットフォームへの掲載業務

本事業で造成したコンテンツやツアーについて、機構ホームページのほか、旅行者とガイドを繋げるオンラインプラットフォームや、OTA（Online Travel Agent）への掲載を行う。

① 留意事項

- ・オンラインプラットフォームは「ツーリズム徳島 (<https://tokushima-tour.jp/>)」を利用すること。なお、その他のサイトへの掲載についての提案も妨げない。

6 成果品の提出

令和3年3月17日（水）までに、次のとおり成果品を提出すること。

(1) 納入物

- ① 素材集（日本語版） 1,000部
- ② 素材集（英語版） 1,000部
- ③ 素材集データ（増刷用、再編集可能なもの）
- ④ 素材集データ（WEB掲載用PDF）
- ⑤ 素材集に使用した写真データ

(2) 納入方法及び場所

①②は段ボール詰め、③④⑤は電子媒体（CD-ROM）で機構事務所に納入すること。

7 事業実績報告書の提出

令和3年3月22日（月）までに、次のとおり実績報告書を提出すること。

- ① 事業実績報告書 1部
- ② その他関係資料 1式

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託事業終了後に提出される事業実績報告書に基づき機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、清算払いをするものとする。

9 事業の変更・中止

(1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。

(2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

10 一般的留意事項

(1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

(2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

11 その他事項

(1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構

は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。

(2) 成果物は、機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。

(3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。

(4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(5) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

(6) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。